

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成31年 3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県立七尾東雲高等学校 学校施設管理業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

下記履行期間中の平日の17時30分～19時30分並びに土・日・祝・年末の15時30分～17時30分(学校行事等により変動あり、隔日勤務 計181日) 学校内の巡回・施設設備の等の保全、外部との連絡、文書の收受

(3) 納入期限(履行期間)

平成31年4月1日(月)から令和2年3月31日(火)の隔日

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：七尾市下町戊部12-1

所 属：石川県立七尾東雲高等学校

連絡先：TEL 0767-57-1411 FAX 0767-57-2945

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年 3月29日(金) 14時30分

(2) 提出先

住 所：七尾市下町戊部12-1

所 属：石川県立七尾東雲高等学校

連絡先：TEL 0767-57-1411 FAX 0767-57-2945